

新得町障がい者就労施設等優先調達方針

平成26年3月1日制定

平成26年4月1日施行

第1 目的

障がい者が就労によって地域において経済的に自立し、安定した生活を送るためには、障がい者雇用を推進するための仕組みを整えるとともに、障がい者が就労する施設等が供給する物品及び役務（以下「物品等」という。）に対する需要の増進を図り、当該施設等の仕事の受注確保が重要である。

このため、新得町においては、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）」（以下「法」という。）に基づき、障がい者が就労する施設等からの物品等の調達の一層の推進を図ることを目的として、本方針を定める。

第2 この方針の適用範囲

この方針の適用範囲は、本町の全課及び室等（以下「各課等」という。）とする。

第3 調達方針

1 対象となる施設等

本方針の対象となる施設等は、その所在地又は住所地が新得町内にある、法第2条第4項で規定する以下の施設等（以下「障がい者就労施設等」という。）とする。

（1）障がい者就労施設

ア 障害福祉サービス事業を行う施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）

イ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）

ウ 地域活動支援センター

エ 小規模作業所

（2）障がい者を多数雇用している企業

ア 障害者雇用促進法の特例子会社

イ 重度障がい者多数雇用事業所

（3）在宅就業障がい者

ア 在宅就業障がい者

イ 在宅就業支援団体

2 調達を推進する物品等

各課等は、障がい者就労施設等へ調達実績のある記念品、庁用品、クリーニング、清掃等について引き続き積極的な調達を行うとともに、障がい者就労施設等からの調達実績のない物品等の調達も検討するなどして、できる限り幅広い分野から調達するよう努める。

(1) 物品

記念品、垂れ幕・看板、木製家具等、食料品、その他

(2) 役務

公園・建物の清掃、クリーニング、リネンサプライ、その他

3 物品等の調達目標

町全体での障がい者就労施設等からの物品等の調達目標額は、前年度の実績額を上回ることを目標とする。

なお、目標達成の指標として用いる実績額には、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けた調達の実績額を含めないものとする。

4 物品等の調達推進のための具体的方策

前項の目標の達成に向け、保健福祉課福祉係及び各課等は次のことに取り組む。

(1) 保健福祉課福祉係が取り組むこと

ア 庁内の体制の構築

事務局として、障がい者就労施設等からの調達を推進するための連絡調整を行う。

イ 障がい者就労施設等のリスト化

障がい者就労施設等について、名称、所在地、提供可能な物品や役務等の情報を収集・更新するとともに、リスト化して町の各課等へ配布する。

(2) 各課等が取り組むこと

ア 随意契約制度の活用

新得町財務規則（昭和63年規則第14号）第78条に定める額を超えない場合については、予算の適正な執行に配慮しつつ、障がい者就労施設等と随意契約（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号）により障がい者就労施設等からの調達を推進する。特に「2 調達を推進する物品等」に例示された物品等については、障がい者就労施設等からの調達を積極的に検討する。

イ 調達に際しての配慮等

障がい者就労施設等からの調達が可能になるように、納期、発注量を考慮するとともに、障がい者就労施設等に対して性能、規格等必要な事項について、懇切丁寧に説明する。

5 障がい者就労施設等からの調達推進に当たっての配慮

各課等は、前項の方策の推進に当たり、次の点について配慮する。

ア 物品等の調達に際しては、透明性、公平性の一層の確保に努める。

イ 国、道及び町の調達に関する他の施策との調和を図る。

6 調達実績の公表

町は、年度終了後、物品等の調達の実績を取りまとめ、その概要をホームページ等で公表する。

7 その他

- (1) 町は、所有する施設のスペースを活用した障がい者就労施設等の物品販売や就労の場の拡充について積極的に検討する。
- (2) 高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づいて設置されたシルバー人材センターや地元中小企業等に十分配慮しながら、障がい者就労施設等からの物品等の調達を進める。
- (3) 調達した物品等に対し、発注した部署、受注した障がい者就労施設等から十分な意見聴取し、双方の益につながるよう調達業務の改善に努める。
- (4) 町が事務局を担う等、積極的に運営関与している団体等についても本方針に準じ物品等の調達について配慮するものとする。
- (5) 本方針の対象とならない社会事業授産事業所、所在地又は住所地が新得町外の障がい者就労施設等についても、物品等の調達について配慮するよう努めるものとする。

8 当該調達方針に基づく担当窓口

この調達方針の担当窓口は、保健福祉課福祉係とする。ただし、公契約に関する窓口は総務課契約管財係とする。